

## 総合研究大学院大学文化科学研究科「スチューデント・イニシアティブ事業」 実施要項

平成 21 年 5 月 21 日  
学 長 裁 定

### (趣旨)

- 1 この要項は、総合研究大学院大学文化科学研究科「スチューデント・イニシアティブ事業」（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

### (目的)

- 2 本事業は、総合研究大学院大学文化科学研究科（以下「本研究科」という。）の学問諸分野における先導的で国際的に活躍できる高度な専門的知識及び能力を本研究科の学生（以下「学生」という。）に修得させるとともに、人間の文化活動並びに人間と社会、技術及び自然との関係に係る関連諸分野と有機的に連動できる、創造性豊かで優れた専門応用能力を備える若手研究者の育成を目的とする。

### (対象となる事業)

- 3 本事業の目的を効果的かつ効率的に達成するため、次の各号に掲げる事業及びその他の付帯事業を実施する。これら事業の実施に関して必要な事項は、本研究科専攻長会議において審議の上、研究科長が別に定める。
  - (1) 専門研究推進事業群
    - ①「総研大文化科学研究」刊行事業
    - ②国内外調査活動学生派遣事業
    - ③国内外研究成果発表等学生派遣事業
    - ④研究科選定国際会議学生派遣事業
    - ⑤国内調査研究補助事業
  - (2) 横断連携推進事業群
    - ①文化科学研究科学術交流フォーラム事業
    - ②学生企画委員事業
    - ③教員学生連携企画事業
    - ④他専攻活用学生派遣事業
  - (3) バーチャル教育推進事業群  
社会人学生・留学生等に対する e-learning をベースとしたバーチャル教育を推進する事業
  - (4) F D 推進事業群  
教員・学生を対象とするイニシアティブ事業評価アンケートの実施
  - (5) 情報発信等付帯事業  
前各号に掲げるもののほか、本プロジェクトの事業内容、実施経過及び成果等をホームページ等を活用して公表し、他の大学院及び学生を含め社会に広く情報提供する付帯事業
  - (6) その他  
研究科長が必要と認めた事業

(企画運営の組織)

- 4 本事業の企画運営は、本研究科の専攻長会議において実施する。

(事業の取扱い)

- 5 本事業の実施にあたっては、この要項の定めるところに従い、事業を実施するものとする。ただし、本研究科の専攻の判断により、次項に定める事業経費以外の経費を用いて、当該事業の充実又は拡充することを妨げるものではない。

(事業経費)

- 6 本事業の実施に要する事業経費は、標準教育研究経費「専攻運営費拠出金」とする。

(事業経費の算定基準及び経理処理)

- 7 本事業の実施に要する事業経費の算定基準及び経理処理は、本研究科の専攻を置く大学共同利用機関及び放送大学学園（以下「基盤機関等」という。）において事業経費を執行する場合は、当該基盤機関等に適用される会計規則その他の会計規程等によるものとし、それ以外の場合は国立大学法人総合研究大学院大会計規則(平成16年法人規則第10号)その他の会計規程等によるものとする。

(事業経費の送金処理)

- 8 事務局は、本研究科が別に定めるところにより、本事業の実施に要する事業経費を、当該専攻を置く基盤機関等に送金するものとする。

(本事業の事務)

- 9 本事業の事務は、基盤機関等における事務担当部署の協力を得て、事務局基盤総括事務室において処理する。

(雑則)

- 10 この要項に定めるもののほか、本事業の実施及び事業経費の執行その他必要な事項については、本研究科の専攻長会議の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 適用期間満了により失効した総合研究大学院大学文化科学研究科「総合日本文化研究実践教育プログラム」実施要項(平成17年11月18日学長裁定)及び総合研究大学院大学文化科学研究科「スチューデントイニシアティブ実践教育プロジェクト」実施要項(平成19年3月16日文化科学研究科専攻長会議承認)、並びに総合研究大学院大学文化科学研究科「総合日本文化研究実践教育プロジェクト」実施要項(平成20年5月22日学長裁定)に措置された経費に基づき実施された事業を通じて発生、取得した財産に関する権利、義務及び管理は、本事業が引き継ぐものとする。